

## 桑折町農業後継者奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化、農業後継者不足が進行する中で、担い手を確保し地域農業の振興を図るため、農業後継者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するものとし、その交付については桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年11月25日規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

(定義)

第2条 この要綱において農業後継者の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主として農業によって生計を立てている三親等以内の親族（配偶者の親族を含む）の農業経営を継承する意思があり、農業経営（主宰権の有無は問わない）に加わっておおむね5年以内の者をいう。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、300,000円とする。

(奨励金交付の対象)

第4条 交付申請者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が要件に準じていると特に認めた者については交付対象とすることができる。

- (1) 町民である者。
- (2) 第2条に規定する農業後継者である者。
- (3) 年齢が18歳以上65歳以下である者。
- (4) 町内で3年以上営農の継続が見込まれる者。
- (5) 町税その他義務的納金を滞納していない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (7) 過去に「桑折町新規農業者経営活動支援金」及び「桑折町新規就農農業後継者支援事業」の補助を受けていない者。
- (8) 桑折町就農者支援事業補助金の交付対象でない者。
- (9) 過去5年以内に当該要綱に基づいて奨励金の交付を受けていた者が、同一農業経営内にいない者。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、桑折町農業後継者奨励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 農業経営概要書（第2号様式）

(2) 住民票又は個人番号カードの写し

(3) 町税に未納がないことの証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に定める申請書を受理し適当と認めるときは、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の支払い)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、桑折町農業後継者奨励金交付請求書（第3号様式）を、町長に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 町長は必要と認めるときは、この要綱に定める奨励金について概算払の方法により奨励金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき奨励金の概算払を受けようとするときは、桑折町農業後継者奨励金概算払請求書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、桑折町農業後継者奨励金実績報告書（第5号様式）を、交付年度の翌年度4月20日までに町長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 交付決定者は、桑折町農業後継者奨励金就農状況報告書（第6号様式）を、奨励金受給後の翌々年度から2年間、毎年7月末日までに町長に提出するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 町内で農業経営を3年以上継続しなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) 指示又は条件に違反したとき。

(4) 届出又は報告を怠ったとき。

(5) その他町長が特にその必要を認めるとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、桑折町新規就農農業後継者支援事業補助金交付要

綱は廃止する。

- 3 前項に掲げる要綱に基づき令和3年3月31日までに採択した事業であって、令和3年度中の予算に係る事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

第1号様式（第5条関係）

桑折町農業後継者奨励金交付申請書

年 月 日

桑折町長 様

申請書

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり補助金を受けたいので、桑折町農業後継者奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額

円

2. 添付書類

- 農業経営概要書（第2号様式）
- 住民票又は個人番号カードの写し
- 町税に未納がないことの証明書

第2号様式（第5条関係）

農業経営概要書

年 月 日

桑折町長 様

住所  
氏名

1. 経営作目

2. 経営規模

作 目	経営面積（a）	備 考

3. 経営の構成（申請者も含めて記載。）

氏 名	年齢	性別	本人との続柄	備 考
				主宰権者

4. その他必要事項

---

上記申請者は、私の後継者であることを証します。

年 月 日

氏名（自署）

---

第3号様式（第7条関係）

桑折町農業後継者奨励金交付請求書

年 月 日

桑折町長 様

氏 名 ⑩  
郵便番号  
住 所  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定があった桑折町農業後継者奨励金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請 求 額	円
払 込 先 銀 行 名	銀行 支店
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他 ( )
口 座 番 号	口座番号
( フ リ ガ ナ ) 口 座 名 義	

第4号様式（第8条関係）

桑折町農業後継者奨励金概算払請求書

年 月 日

桑折町長 様

氏 名 ⑩  
郵便番号  
住 所  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定があった桑折町農業後継者奨励金について、下記のとおり概算払により交付されたく請求します。

交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円
払 込 先 銀 行 名	銀行 支店
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他 ( )
口 座 番 号	口座番号
( フ リ ガ ナ ) 口 座 名 義	

第5号様式（第9条関係）

桑折町農業後継者奨励金実績報告書

年 月 日

桑折町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付を受けた桑折町農業後継者奨励金  
について、桑折町農業後継者奨励金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報  
告します。

記

- 1 経営作目
- 2 経営規模及び経営の構成  
別紙のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 作業日誌
  - (2) その他町長が必要と認める書類



別紙

1. 経営規模

作 目	経営面積 (a)	備 考

2. 経営の構成

氏 名	年齢	性別	本人との続柄	備 考

# 作業日誌

氏名: \_\_\_\_\_

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

第6号様式（第10条関係）

桑折町農業後継者奨励金就農状況報告書

年 月 日

桑折町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付を受けた桑折町農業後継者奨励金  
について、桑折町農業後継者奨励金交付要綱第10条の規定により、就農状況を  
報告します。

記

- 1 経営作目
- 2 経営規模及び経営の構成  
別紙のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 作業日誌
  - (2) その他町長が必要と認める書類

別紙

1. 経営規模

作 目	経営面積 (a)	備 考

2. 経営の構成

氏 名	年齢	性別	本人との続柄	備 考

# 作業日誌

氏名： \_\_\_\_\_

	作業内容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
	合 計	

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。